

千葉県自然公園指導員とは

千葉県自然公園指導員は、自然公園及び自然環境保全地域、緑地環境保全地域（以下「自然公園等」という。）の自然環境の保全と適切な利用を推進するために、美化清掃、事故防止等の利用者指導、情報提供などを行う、千葉県知事が委嘱するボランティアです。

千葉県自然公園指導員制度の前制度である自然保護指導員制度は、昭和49年に始まります。当時は、利用者のマナー等が普及しておらず、自然公園利用者の公衆道徳が大きな問題となっていました。

令和2年に千葉県自然公園指導員（旧称：自然保護指導員）と改称され、令和8年4月現在、50名を委嘱し、業務に当たっていただいています。

千葉県自然公園指導員に 必須の資質

- 自然環境の保全に関し、知識及び熱意を有すること。
- 自然公園等の地理に精通していること。
- 自然公園等の利用者に対し、柔軟な対応で適切な指導ができること。
- ボランティアとして協力する意思があること。

その他 必須ではないが 期待される資質

- 野生動植物及び郷土記念物等の保全に関する知識を有すること。
- 自然環境の状況の把握に努めること。
- 自然公園法等の関係法規について知識を有し、かつ、これらについて更なる理解に努めること。



チーバくん



活動地域について

～国定公園・県立自然公園等一覧～

本県の優れた自然の風景地やそれに準ずる地域について、自然公園及び環境保全地域に指定しています。

国定公園2ヶ所、県立自然公園8ヶ所の合計10か所の自然公園及び自然環境保全地域9地域、緑地環境保全地域1地域、郷土環境保全地域18地域を指定し、自然環境の保護とともに、野外レクリエーションの場として利用しています。



●郷土環境保全地域

自然公園

国定公園

- ① 水郷筑波国定公園
- ② 南房総国定公園

県立自然公園

- ③ 県立大利根自然公園
- ④ 県立富山自然公園
- ⑤ 県立嶺岡山系自然公園
- ⑥ 県立養老溪谷奥清澄自然公園
- ⑦ 県立高宕山自然公園
- ⑧ 県立九十九里自然公園
- ⑨ 県立印旛手賀自然公園
- ⑩ 県立笠森鶴舞自然公園

保全地域

自然環境保全地域

- ① 白浜自然環境保全地域
- ② 梅ヶ瀬自然環境保全地域
- ③ 高塚山自然環境保全地域
- ④ 地藏堂・藪化石帯自然環境保全地域
- ⑤ 元清澄山自然環境保全地域
- ⑥ 崖地植生自然環境保全地域
- ⑦ 内浦山自然環境保全地域
- ⑧ 清和自然環境保全地域
- ⑨ 大福山北部自然環境保全地域

緑地環境保全地域

- ① 山倉ダム周辺緑地環境保全地域

活動内容について

1 活動に当たっての主な留意事項

- 活動の際は「千葉県自然公園指導員証」及び「千葉県自然公園指導員手帳」を携帯し、腕章を着用すること。
- 指導に際しては、自然公園等利用者に不快な念を抱かせることのないよう丁寧な態度で接すること。
- 各自の安全確保に十分注意すること。

2 主な活動

①自然公園等利用者への指導

利用者が好ましくない行為をしている又はしようとしている場合に注意する。

- 占拠、ゴミの不法投棄、著しい騒音
- 指定地域以外でのキャンプ、バーベキュー、焚火
- 動植物の採取、捕獲、殺傷
- 土石の採取
- 規制地域への車両等の乗り入れ
- 特定の地域で適用されているルール（ストックカバーの着用等）の無視
- 自然公園等内の設備の不適切な利用



ただし、下記に該当する場合には利用者へ**直接注意せず**、市町村担当課、地域振興事務所担当課又は県自然保護課に「リアルタイム情報報告書」で報告又は報告書の内容に沿って電話すること。

- 違法行為者（自然公園等内無許可建設等）の発見

※自然公園等内での許可又は届出を要する行為について、「千葉県自然公園指導員巡視要領」の別表をご覧ください。

②情報の収集と報告

自然公園等内の動植物及び施設、設備の変化に目を配り、下記に該当する場合は、市町村担当課及び地域振興事務所担当課に「リアルタイム情報報告書」で報告する。

報告書の内容に沿い、電話で報告することも可能。

- 外来生物の繁殖
- 自然植生の変化
- 登山道、標識等自然公園等施設、設備の損傷や老朽化

③事故予防

利用者に注意喚起、情報提供を行う。

- 橋や手すりの損傷、がけ崩れの恐れがある場所
- 倒木等により立ち入りが禁止されている場所
- 危険な場所での遊泳
- 不十分な装備での登山等
- 悪天候時の行動

※ ただし、避難救助は指導員の任務ではありません。

④自然解説

利用者に自然への理解を深めてもらう。

- 利用者からの質問には可能な範囲で解説
- 自然公園等の見どころやビジターセンターの紹介



※その他、詳しい指導員業務等については、「千葉県自然公園指導員設置要綱」及び「千葉県自然公園指導員巡視要綱」をご覧ください。

報告書の提出について

「リアルタイム情報報告書」と「年間活動報告書」の2種類があります。

1 リアルタイム情報報告書

速やかな対応が必要な事柄に関する報告については「報告書様式2」により、随時、市町村担当課及び地域振興事務所地域環境保全課にご連絡ください。

具体例

標識の破損を発見



推薦市町村担当課・地域振興事務所に報告



地域振興事務所職員等が処理

報告書様式2 リアルタイム情報報告

情報提供

<氏名>	<連絡先>
<活動公園名または地域名>	
①現地の状況（発生している問題等）	
②現場の位置（できるだけ詳しく）	
③発見日時	
④対応についての提言	

● 記入上の注意

- (1) この様式は、速やかな対応が必要な事項に関する報告に使用してください。
- (2) 報告は、郵送、メール等のような手段でも結構です。
- (3) 連絡先は自然保護課、地域振興事務所又は市町村役場から連絡が取れる電話番号、FAX 番号、メールアドレス、住所等を記入してください。
- (4) ①②③はできるだけ詳しい内容を記載してください。なお、②について、可能な場合は位置を示した地図を添付してください。
- (5) ④は現地の状況から必要と思われる対応等があれば記載してください。

2 年間活動報告書

1年間（4月1日～翌年3月31日）の活動内容について、「報告書様式1」により、翌年4月30日までに報告書を作成し、推薦市町村担当課にご提出ください。

報告書様式1により前年度の活動について報告書を作成



推薦市町村担当課に4月30日までに提出



推薦市町村が取り纏め、5月31日までに地域振興事務所に提出



（市原市、千葉市は県自然保護課に提出）

地域振興事務所が取り纏め、県自然保護課に提出

報告書様式1 年間活動報告
(年度)

千葉県自然公園指導員活動状況報告書

<氏名>	<住所>
<委嘱時に登録した活動公園名又は地域名>	
<実際に活動した公園名又は地域名> (複数可)	
<年間活動日数>	日
<主たる活動内容の概要> (記入例：利用者への指導内容、情報の収集・提供等)	
<特記事項> (活動中に特に気になったこと等について記載)	

●記入上の注意

(1) この報告書は、推薦者である市町村長又は千葉県自然公園指導員に關係する団体の長に、翌年度の4月30日までに必ず提出してください。

(2) 活動の期間は、年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごととします。

その他、特に報告したい事項があれば、様式は定めませんので、自由な様式で報告してください。